

電子請求受付システム【代理申請】に関するFAQ (介護・障害共通)

宮城県国民健康保険団体連合会介護保険課
2016年2月現在

| No. | 項目 | 内容 | 回答 | 例) |
|-----|----------------------|--|---|----|
| 1 | 「登記簿謄本」「印鑑証明」の提出について | マニュアルに「登記簿謄本」「印鑑証明」は「必要に応じて提出してください」と記載されていますが、必ず提出する必要がありますか。 | 登録に万全を期すため、初回の新規申請時や「登記簿謄本」「印鑑証明」の内容に変更があった場合は、必ず提出をお願いします。 | |
| 2 | 「登記簿謄本」「印鑑証明」の提出について | A県連合会の新規申請時に、A県へ「登記簿謄本」「印鑑証明」を提出していますが宮城県連合会にも提出する必要がありますか。 | 登録に万全を期すため、初回の新規申請時や「登記簿謄本」「印鑑証明」の内容に変更があった場合は、必ず提出をお願いします。 | |

| No. | 項目 | 内容 | 回答 | 例) |
|-----|---------------|--|---|--|
| 3 | 代理人情報の法人名について | 本部が東京で実際の請求事務は宮城県の事業所が行う場合「法人名」をどちらで申請すればよいのですか。 | <p>どちらでも可能ですが、すでに提出してある【請求及び受領に関する届※】の開設者と異なる法人名で申請する場合は第三者扱いとなり委任状が必要となります。</p> <p>※「介護給付費等の請求及び受領に関する届」または「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届」（以下同）</p> | <p>【請求及び受領に関する届】の「開設者」 →〇〇福祉会（東京） 【電子請求受付システム代理請求申請書】の「申請者」 →〇〇福祉会（東京） ※委任状提出不要</p> <p>【請求及び受領に関する届】の「開設者」 →〇〇福祉会（東京） 【電子請求受付システム代理請求申請書】の「申請者」 →〇〇事業所（宮城県） ※委任状提出必要</p> |
| 4 | 代理人情報の登録について | 代理人情報の登録で、「法人名」に【請求及び受領に関する届】の「開設者」に記載した法人本部ではなく、担当事業所の情報を入力し、委任状の添付無し（同一事業所）で申請してしまいましたが訂正する必要がありますか。 | 訂正する必要はありません。その場合【電子請求受付システム代理請求申請書】の「申請者」に法人本部を記入し、法人本部の登記簿謄本と印鑑証明を提出してください。 | <p>【請求及び受領に関する届】の「開設者」 →〇〇福祉会（法人本部） 【電子請求受付システム代理請求申請書】 申請者：〇〇福祉会（法人本部） 法人名：〇〇事業所 役職部署名：〇〇（事業所の役職） 氏名または代表者名：〇〇（事業所の担当者） 郵便番号：〇〇（事業所の郵便番号） 住所：〇〇（事業所の住所） 電話番号：〇〇（事業所の電話番号） 委任状の添付：■無（同一事業所で登録）</p> <p>※申請者→手書き 法人名～FAX番号→システム登録内容が出力</p> |

| No. | 項目 | 内容 | 回答 | 例) |
|-----|--------------|--|--|--|
| 5 | 代理人情報の登録について | 代理人を担当者個人で登録することは可能ですか。 | 可能です。その場合システム登録時の法人名に担当者名を入力し、【電子請求受付システム代理請求申請書】の「申請者」に担当者名を記入押印し、委任状が必要となります。また、添付書類は担当者個人の住民票と印鑑証明書を提出してください。なお、担当者が変更となる都度変更申請書と委任状、添付書類を提出する必要があります。 | <p>【請求及び受領に関する届】の「開設者」 →〇〇福祉会（法人本部）</p> <p>【電子請求受付システム代理請求申請書】</p> <p>申請者： 担当太郎 法人名： 担当太郎 役職部署名： 〇〇（事業所の役職） 氏名または代表者名： 担当太郎 郵便番号： 〇〇（事業所の郵便番号） 住所： 〇〇（事業所の住所） 電話番号： 〇〇（事業所の電話番号） 委任状の添付： ■有 添付書類： 担当者の住民票・印鑑証明書</p> <p>※申請者→手書き 法人名～FAX番号→システム登録内容が出力</p> |
| 6 | 代理人区分について | 代理人区分に『同一事業所』『第三者』『地方自治体』がありますがどちらを選択すればいいですか。 | <p>①『同一事業所』 【請求及び受領に関する届】の「開設者」と代理人登録の「申請者」が同じ場合は、『同一事業所』を選択してください。その場合委任状の提出は不要です。</p> <p>②『第三者』 【請求及び受領に関する届】の「開設者」と代理人登録の「申請者」が違う場合は、『第三者』を選択してください。その場合委任状の提出が必要となります。 ※同じ法人グループでも開設者と申請者が違う場合は第三者扱いとなります。</p> <p>③『地方自治体』 地方自治体(市町村等)が、事業所に代わり、国保連合会に請求情報を送信する場合『地方自治体』を選択してください。その場合委任状の提出は不要です。</p> | <p>①『同一事業所』（委任状提出不要） 【請求及び受領に関する届】の「開設者」 →〇〇福祉会 代理人登録の「申請者」 →〇〇福祉会</p> <p>②『第三者』（委任状提出必要） 【請求及び受領に関する届】の「開設者」 →〇〇福祉会 代理人登録の「申請者」 →〇〇請求代行サービス株式会社</p> <p>③『地方自治体』（委任状提出不要） 【請求及び受領に関する届】の「開設者」 →〇〇福祉会 代理人登録の「申請者」 →〇〇町</p> |

| No. | 項目 | 内容 | 回答 | 例) |
|-----|--------------------------------------|--|--|---|
| 7 | 「請求及び受領に関する届」の開設者印が事業所ごとに違う場合の申請について | 「請求及び受領に関する届」の開設者印が事業所ごとに違う場合は、どのような申請となりますか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「代理人登録の申請者印」と「請求及び受領に関する届の開設者印」とが同じ事業所は、委任状が不要となりますので『同一事業所』を選択してください。 ・代理人登録の申請者印と「請求及び受領に関する届」の開設者印が違う場合は、委任状が必要となりますので『第三者』を選択してください。 | <p>「代理人登録の申請者印」 「請求及び受領に関する届の開設者印」が同じ →『同一事業所』を選択 (委任状提出不要)</p> <p>「代理人登録の申請者印」 「請求及び受領に関する届の開設者印」が違う →『第三者』を選択 (委任状提出必要)</p> |
| 8 | 請求及び受領に関する届け出と開設者について | <p>【請求及び受領に関する届※】とはなんですか。また、「届け出に記載する開設者」とはだれをさしていますか。</p> <p>※「介護給付費等の請求及び受領に関する届」または「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届」</p> | <p>【請求及び受領に関する届】とは、事業所として指定（許可）を受けた後、連合会へ介護給付費、障害福祉サービス費等を請求するに当たり提出した事業所の振込口座等を記載した届のことです。</p> <p>代理申請をする場合は、各事業所毎にこの届け出が国保連に提出されていることが必須条件となります</p> <p>「届け出に記載する開設者」とは指定権者（県または市町村）に届け出た事業所の開設者です。</p> | |

| No. | 項目 | 内容 | 回答 | 例) |
|-----|-------------------------------|--|---|--|
| 9 | 委任状について | 委任状の記入押印について具体的に教えてください。 | 委任状の事業者には、【請求及び受領に関する届※】の開設者と印鑑登録印を記入押印し、委任先（代理人）は印鑑証明書の印を押印してください。 | <p>【請求及び受領に関する届】の「開設者住所・氏名」 →宮城県仙台市青葉区〇〇1-2-3 〇〇福祉会（届出印）</p> <p>【委任状】の「事業者」 →宮城県仙台市青葉区〇〇1-2-3 〇〇福祉会（届出印）</p> <p>【委任状】の「委任先（代理人）」印 →（代理人登録の印）</p> |
| 10 | 【介護事業所】インターネット請求が間に合わない場合について | 代理申請の手続きはすべて完了したが、インターネット請求の準備が間に合わない場合どうしたらいいですか。 | これまで請求を行なったことがある事業所であれば、これまでと同様の方法で請求が可能です。ただし各種通知書は、電子請求受付システム代理ユーザーIDに送信されま | |

| No. | 項目 | 内容 | 回答 | 例) |
|-----|---|---|---|----|
| 11 | 【介護事業所】 代理申請手続き が間に合わない 場合について | 代理申請中で承認手続きが間に合 わない場合、請求はどうしたら いいですか。 | これまで請求を行なったことがある事業所 であれば、これまでと同様の方法で請求が 可能です。各種通知書は、これまでと同様 の方法で通知されます。 | |
| 12 | 【障害事業所】 代理申請手続き が間に合わない 場合について | 代理申請中で承認手続きが間に合 わない場合、請求はどうしたら いいですか。 | ①請求事業所の有効電子証明書がある場合 は、請求が可能です。各種通知書は、電子 請求受付システムの事業所ユーザーIDに送 信されます。 ②請求事業所の有効電子証明書がない場合 は、請求できません。次月以降請求を行 なってください。 | |

| No. | 項目 | 内容 | 回答 | 例) |
|-----|-------------|-------------------------------------|--|----|
| 13 | 法人名の訂正について | 法人名を訂正することは可能ですか。 | 法人名を訂正することはできません。どうしても法人名を変更したい場合は、全委任事業所の委任を終了させたくて、再度新規で申請を行う必要があります。その場合、電子証明発行手数料が別途必要となります。 | |
| 14 | 自作の提出書類について | 同様のレイアウトで必要項目をすべて含んだ自作書類での提出は可能ですか。 | 自作申請書の場合、打ち間違いなどでシステムに登録した内容と不一致となる可能性があります。管理番号と申請内容の整合性を確保するため、必ずシステムからダウンロードした書類を提出してください。 ※委任状も含みます。 ※自作書類の場合は承認できません。 | |

| No. | 項目 | 内容 | 回答 | 例) |
|-----|----------------|--|---|---|
| 15 | 委任事業所の登録関係について | 委任事業所登録したが、登録後に事業所から代理人請求を取りやめたいという状況になった場合、どのようにしたら良いですか。 | <p>【委任事業所の登録が1つの場合】 代理人の削除申請を行います。その際、委任期間が残らないように〔委任開始年月〕〔委任終了年月〕を設定します。</p> <p>【委任事業所の登録が複数の場合】 該当事業所の委任期間変更申請を行います。その際、委任期間が残らないように〔委任開始年月〕〔委任終了年月〕を設定します。</p> | <p>【委任事業所の登録が1つの場合】 代理人請求を平成28年4月から行う場合 登録状況 委任開始年月…平成28年4月 委任終了年月…未設定 削除申請内容 委任開始年月…平成28年3月 委任終了年月…平成28年3月</p> <p>【委任事業所の登録が複数の場合】 代理人請求を平成28年4月から行う場合 登録状況 委任開始年月…平成28年4月 委任終了年月…未設定 変更申請内容 委任開始年月…平成28年3月 委任終了年月…平成28年3月</p> |